

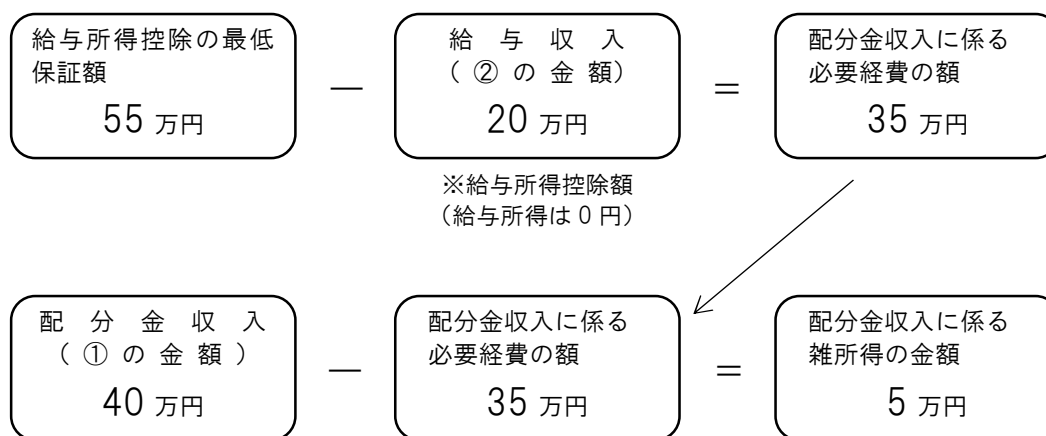
配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

- 会員の配分金収入は、所得税法上「雑所得」に該当します。
- 雑所得の金額は、次の(1)と(2)との金額の合計額です。
 - (1)「公的年金等」の収入金額から「公的年金等控除額」を控除した残額
 - (2)「雑所得」(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から「必要経費」を控除した金額
- ※必要経費…収入を得るために支出した交通費や材料費等
- 必要経費の額が55万円未満の場合には、租税特別措置法第27条の適用により、実際の必要経費がなくても、55万円を上限として必要経費の控除ができます。(収入金額を限度とします。)
- ※租税特別措置法第27条…家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
- シルバー派遣等による「給与収入」がある場合には、最低55万円の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る必要経費の額は、55万円から「給与所得控除額」を控除した残額です。

＜必要経費の額が55万円未満の場合の例示＞

- ① 配分金収入 40万円(交通費などの必要経費10万円)
- ② 給与収入 20万円(シルバー派遣等による賃金)

[配分金収入及び給与収入に係る所得控除]



※配分金・給与・公的年金以外の収入がある方、その他の控除等については税務署にお尋ねください。